③

佐久穂町立千曲病院老人保健施設

「給食調理業務」委託事業

審査基準書

令和８年11月

目　次

第１章　総 則 1
　第１節　選定方針 1
　第２節 審査 1
第２章 事業者の選定方法 1
　第１節　審査の流れ 1
　第２節　審査体制 2
　第３節　審査の手順 3
　別表１　審査項目、評価の視点及び評価点 5

佐久穂町立千曲病院老人保健施設　「給食調理業務」委託事業　　審査基準書

佐久穂町立千曲病院老人保健施設「給食調理業務」委託事業　審査基準書（以下「審査基準書」という。）は、佐久穂町立千曲病院老人保健施設（以下「当施設」という。）の介護保健施設サービス、（介護予防含む）短期入所療養介護、（介護予防含む）通所リハビリテーションの利用者並びに隣接する佐久穂町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が提供する通所介護利用者を対象に給食調理業務を委託（以下「本事業」という。）するにあたり、本事業の受託を希望する民間事業者等（以下「事業者」という。）を募集及び選定する上で、本事業提案に参加しようとする者に配布する募集要項及び業務要求水準書と一体をなすものである。

第１章　総 則

第１節　選定方針

本事業期間中、要求水準書の内容を遵守し、利用者に安心安全で喜ばれる食事を継続して提供できる事業者を選定すべく、会社概要及び実績、給食調理業務に対する姿勢、食事提供の考え方、管理体制、社協への食事提供方法、当施設と応募者との業務分担及び経費負担区分表（案）並びに本事業の見積額の各項目を評価していく。

なお、各項目の評価の視点は、別表１のとおりである。

第２節 審査

審査は、本事業を熟知した外部委員、佐久穂町職員、社協職員及び佐久穂町立千曲病院職員とで構成する佐久穂町立千曲病院老人保健施設「給食調理業務」委託事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）から提出された本事業提案書（以下「提案書」という。）を総合的に審査した上で、最も優れた提案を行った応募者を選定するものである。

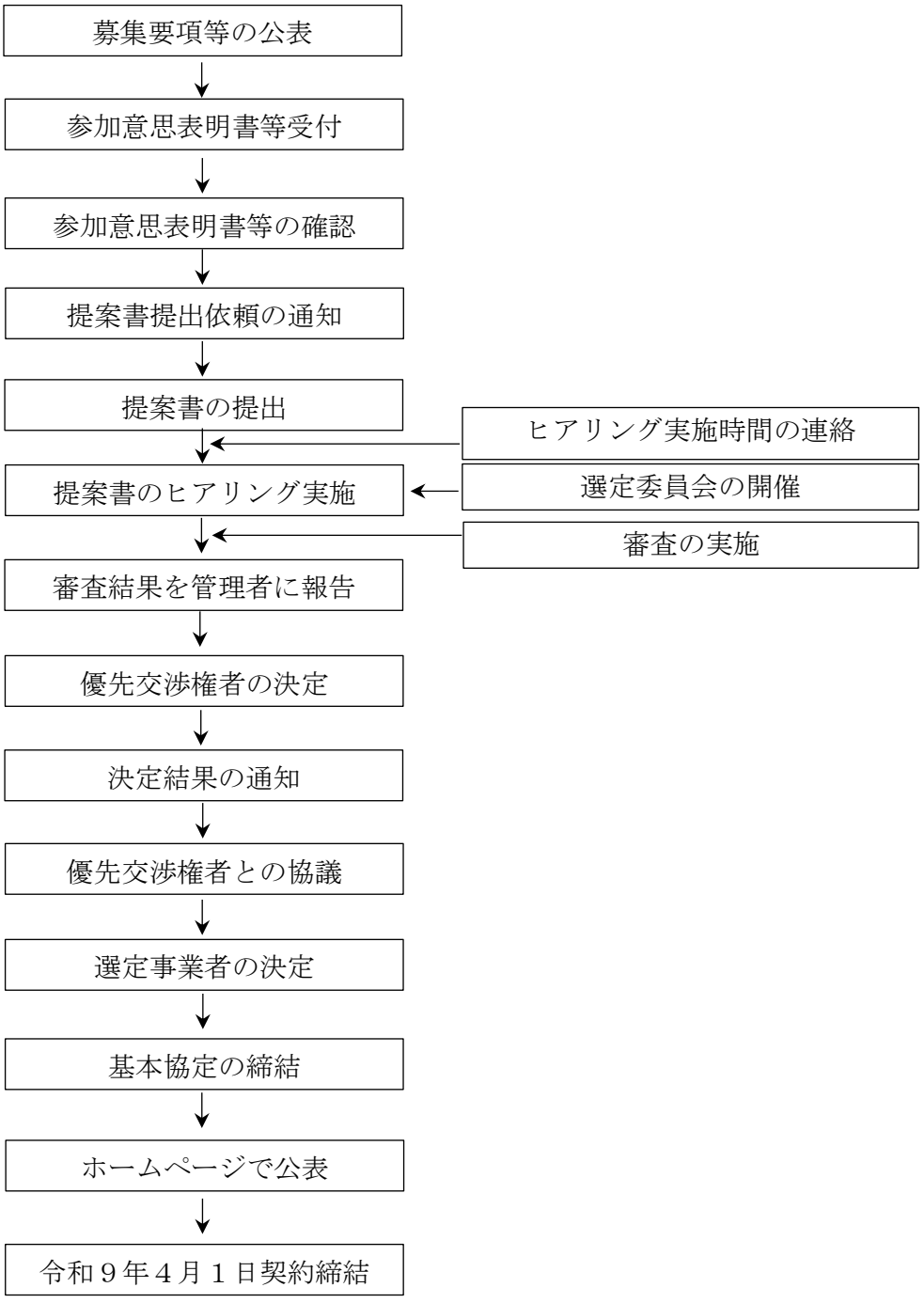
第２章 事業者の選定方法

第１節　審査の流れ

審査においては、応募者の資格を確認するとともに、選定委員会では応募者から提出された提案書を審査し、優先交渉順位と優先交渉権者を選定する。

なお、審査の流れ（フロー）は、次に示すとおりである。

審査の流れ



第２節　審査体制

選定委員会は、外部委員２名、佐久穂町職員２名、社協職員１名、佐久穂町立千曲病院職員２名の合計７名で組織する。

第３節　審査の手順

１．参加資格確認

当施設は、応募者から提出された参加意志表明書をもとに、本事業の募集要項に示した参加資格要件を満たしているかを確認し、満たしていない応募者は失格とする。

参加資格要件を満たした応募者には、提案書の提出を求める旨の通知を発送する。

２．提案書審査

（１）ヒアリングの実施

選定委員会は、応募者に対し、提出された提案書に関するヒアリングを実施する。

（２）ヒアリングの進め方

① 応募者は、提案書の内容を50分以内で説明すること。
② その後、選定委員による質疑を30分以内で行うこととする。
③ 応募者は、代表者を含め４名以内の参加とし、食品衛生責任者の候補者が決まっている場合は、必ず出席すること。
④ 提案説明は、プロジェクター等の利用も可能とするが、提案書に沿った内容で説明すること。
町は、プロジェクター１台、HDMIケーブル及びスクリーンを用意し、パソコンは応募者が用意すること。

（３）評価方法

提案書の審査項目、評価の視点及び評価点は、別表１のとおりである。

なお、選定委員一人あたりの標準評価点は200点とする。

各審査項目に対して、次に示す評価の考え方に基づき５段階評価を行い、それに応じて各審査項目の得点を算出し、その合計得点を応募者の得点とする。

評価ランク	評価内容	得点
A	要求水準以上の効果が確実な提案内容	評価点×1.50
B	要求水準以上の効果が期待できる提案内容	評価点×1.25
C（標準）	要求水準充足が可能と考えられる提案内容	評価点×1.00
D	要求水準充足に一部課題が残ると考えらえる提案内容	評価点×0.75
E	要求水準充足が困難と考えられる提案内容	評価点×0.50

（４）優先交渉権者の決定

選定委員の合計得点を平均し、200点以上に達した応募者のうち、得点が高かった応募者順に優先交渉順位を定め、優先交渉権者を選定する。

選定委員会は、選定の結果を管理者（佐久穂町長）に報告し、管理者はその報告をもとに優先交渉権者となる事業者を決定する。

（５）結果の通知

優先交渉権者が決定した後は、応募者に文書にて結果を通知する。

（６）基本協定の締結

当施設は、選定等の結果、優先交渉権者となった応募者と本事業の実施に係る協議を行い、協議が整った場合は、選定事業者として決定し、基本協定を締結する。

また、基本協定を締結した事業者を、千曲病院公式ホームページを通じて公表することとする。

（７）その他

基本協定の締結後、当施設と選定事業者との契約内容に関する協議が成立しない場合、又は契約締結までに選定事業者が事業参加の要件を欠いた場合、町は審査結果の次点の応募者と順次協議を行うことができるものとする。

別表１　審査項目、評価の視点及び評価点

大項目	中項目	評価の視点	評価点
（１）会社概要及び実績			小計 30
①	応募者の会社概要 （資本金、関係会社、事業内容、従業員数、売上高、認定・認証など）	• 本事業を５か年度にわたり実施する上で、事業のリスクを主体的に負担する安定的な財務基盤及び支援体制を有しているかを評価する。	20
②	応募者の給食調理業務の受託実績 （長野県内における）	• 本事業を５か年度にわたり実施する上で、受託実績を基に評価する。	10

（２）給食調理業務に対する姿勢 業務全体の考え方や要点等をまとめること。			小計 30
①	応募者の理念、 事業方針、 特色ある考え方	• 募集要項、業務要求水準書の内容を十分に理解した上で、応募者の理念、事業方針、本事業に対する特色ある考え方が示されているかを評価する。	30

（３）食事提供の考え方			小計 60
①	応募者の安心安全で喜ばれる食事を提供するための考え方 （食事へのこだわり、千曲病院管理栄養士との係り方と献立、 食材について　など）	• どのような食事を提供したいか。 • 千曲病院管理栄養士との係り方と献立について。 • 食材の安全性や仕入れ方法。 • 特別なメニューなど、特色ある考え方 などが明確に示されているかを評価する。	60

（4）管理体制			小計 30
①	応募者の本事業の受託体制	• 本事業の現場管理体制 • 本社等との連絡体制 • 衛生管理体制 • 災害等の緊急時の対応と対策 • 損害賠償等への対応 などが具体的に示されているかを評価する。	30

（5）社協への食事提供方法			小計 10
①	社協からの指示事項	• 業務要求水準書の内容を理解した上で、提供方法や考え方が示されているかを評価する。	10

（6）当施設と応募者との 業務分担及び経費負担区分表（案）並びに本事業の見積額			小計 40
①	応募者との 業務分担区分 経費負担区分 委託費（人件費等） （月間及び年間） 食材料費（１日）	・業務分担区分が栄養管理、調理作業管理、材料管理、施設管理、業務管理、衛生管理、労働安全衛生、その他の事項ごとに分かりやすい表で示されているか。 ・経費負担区分が経費の明細ごとに分かりやすい表で示されているか。 ・令和９年度向けに、委託費（税別）について月間は積算根拠を含めて明確に示されているか、また年間額が示されているか。 食材料費（税別）については、食事区分ごとに内訳を明記した上で１日の経費を入所、通所、社協、検食ごとに示されているか。 などを評価する。	40